

公益社団法人 日本建築家協会 近畿支部 大阪地域会規則

(総 則)

第1条 この規則は地域会規程第1条2項、地域会規約第1条2項により、公益社団法人日本建築家協会近畿支部大阪地域会（以下本地域会という。）の地域会運営の詳細について定める。

(名 称)

第2条 本地域会は、公益社団法人 日本建築家協会近畿支部大阪地域会を正式名称とするが、略式名称を「J I A大阪地域会」とする。

(目的・事業)

第3条 本地域会は、本部および支部事業の補佐と併せ、区域内の行政、住民、他団体と協調しながら地域に根ざした活動を行い、本会の目的達成につとめる。

(正会員)

第4条 本地域会は、大阪府で主たる業務を行っている正会員をもって構成するが、他の正会員の入会をさまたげない。

(地域会活動費)

第5条 本地域会所属の正会員は、別に定める地域会活動費を納めなければならない。

(準会員・協力会員)

第6条 本地域会は、地域会の趣旨に賛同し、地域会の事業に参加、支援をする個人、法人または団体を、地域会登録の準会員、協力会員として募ることができる。

2. 本地域会登録の準会員、協力会員は、近畿支部会員規則に基づき、支部および地域会の活動と運営に参加する一定の権利を有する。
3. 準会員、協力会員の会費は別に定める会費規程に従って納めなければならない。
4. その他は細則にて定める。

(地域会役員等)

第7条 本地域会に次の役員を置く

地域会長	1人（支部幹事兼任）
副地域会長	4人以内
地域会幹事	20人以内（地域会長、副地域会長含む）
地域会監査	2人

2. 役員を選出等については地域会が別に定める地域会役員等選出細則による。
3. 地域会役員任期は1期2年とし、原則2期を限度とするが、特別な事由があり地域会役員会が認められた場合は3期までの再任を妨げない。
4. 地域会は、地域会役員とは別に、地域会顧問、を若干名置くことができる。選出などについては別に定める。

(地域会役員等の職務等)

第8条 地域会役員等の職務は、地域会規程第8条1項の定めによるほか、下記による。

- (1) 副地域会長は地域会長を補佐し、地域会長に事故などがあつたとき、次期地域会長が選任されるまでの期間、その業務を代行する。
- (2) 地域会監査は、地域会役員会に出席し意見を述べるができるが、議決には加わらない。
- (3) 地域会顧問は地域会長の諮問に応え、地域会役員会に出席して、必要な助言を行う。
- (4) 地域会相談役は、地域会の事業を総覧し、地域会長に意見を述べる。

(地域会総会)

第9条 地域会総会は、通常地域会総会と臨時地域会総会の2種とし、地域会長が召集する。

2. 通常地域会総会は毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。
3. 次の場合に地域会長は、30日以内に臨時地域会総会を招集しなければならない。
 - (1) 地域会役員会において過半数の請求があつたとき
 - (2) 地域会役員会において、地域会監査より議案を示した請求があつたとき
 - (3) 会議の目的を示し、所属する正会員の1/10以上から請求のあつたとき
4. 地域会総会は地域会に所属する正会員の1/10以上の出席がなければ開会することができない。
5. 地域会総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
6. 地域会総会の議長は、出席正会員の中から選出する。

7. 支部準会員及び地域会登録の準会員、協力会員は地域会総会に出席して意見を述べるができるが、議決権は有しない。
8. 通常地域会総会は以下に定める事項を決議し、支部役員会に報告せねばならない。
 - (1)事業報告、貸借対照表および損益計算書の承認
 - (2)地域会役員を選任および解任
 - (3)その他、地域会の運営に関する重要な事項
9. 議事録は定款を準用し地域会で作成・保存し、支部に報告しなければならない。

(地域会役員会)

- 第10条** 地域会役員会は、第7条で定める役員をもって構成する。
2. 地域会役員会は必要に応じて地域会長が召集し、地域会事業その他の会務を評議決定する。
 3. 議決権の行使は、他の出席役員に委任することができ、その場合は出席と見なす。
 4. 地域会役員会は構成員の1/2以上が出席しなければ決議することができない。
 5. 地域会役員会の決議は、出席構成員の議決権の過半数を持って行う。
 6. 緊急の案件については、書面による決議、持ち回りによる決議を可とする。
 7. 地域会役員会の求めに応じて、地域会顧問・委員会委員長・研究会々長・部会長は役員会に出席し意見を述べるができるが、議決には加わらない。

(財産及び会計)

- 第11条** 地域会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 支部から、地域会の会員数に応じて配分される地域会運営費
 - (2) 正会員から徴収する地域会活動費
 - (3) 地域会登録準会員、協力会員の会費
 - (4) 寄付金品
 - (5) 財産から生じる収入
 - (6) 事業に伴う収入
 - (7) その他の収入
2. 地域会の活動に関する収支、資産及び負債等は、公益社団法人日本建築家協会全体の会計として取り扱うものとし、定款及び経理規程を準用する。
 3. 地域会の事業計画及び予算は、地域会役員会及び支部役員会で承認した後、事業年度開始までに理事会の承認を得る。

(統合・分割及び廃止)

- 第12条** 地域会は、地域会総会において、所属会員の2/3以上の賛成をもって統合・分割及び廃止を決議したときは、統合・分割及び廃止に関する全てを、支部役員会及び支部総会、理事会及び総会に諮らねばならない。

(地域会委員会・部会)

- 第13条** 地域会活動の促進及び円滑な事業の執行を図るため、地域役員会の決議を経て、地域会委員会・研究会・部会を置き、または廃止することができる。
2. 全ての地域会登録準会員、協力会員は、地域会委員会・研究会・部会への入会・活動に関し、正会員と同等の権利を有する。
 3. 支部の求めに応じて地域会から、支部委員会・研究会・部会に委員を推薦しなければならない。
 4. 地域会委員長・研究会々長・部会長は地域会役員会に出席して意見を述べるができるが、決議には加わらない。

(事務局)

- 第14条** 地域会事務局は、大阪市中央区に置く。

(準用)

- 第15条** この規則に定めのない事項については、運用規準、地域会規約、支部規約、地域会規程、支部規程及び定款を準用する。

(改廃)

- 第16条** この規則の改廃は、地域会総会の決議及び支部役員会の承認による。

(附則)

- 第17条** この規則は2015年開催の設立総会より施行する。
2. 地域会の公告は電子公告により行う。